

正しい知識を身に付けよう！

あなたはハンセン病に関する「正しい知識」をもっていますか？
今回のハートフルデーでは、元ハンセン病患者さんの人権を考えることで、「正しい知識を身に付けることの大切さ」を確認しましょう。

もしも、あなたが、「間違った知識」や「偏見」で、
隔離されたり、差別をうけることになったら、どうしますか？
本名も名乗れず、子どもも産めず、死ぬまで隔離され続けるとしたら…。

※ 隔離（かくり）…他のものから引き離して、別にすること。

*ハンセン病とは

ハンセン病は、らい菌という菌による感染症で、主に皮膚と末梢神経に表れます。治療薬がなかった時代は、顔面や手足などに末梢神経障害がおこり、痛みや熱さを感じられなくなったり、手足の指が曲がってしまったりして、不自由になりました。また、不治の病と考えられ、「感染力が強い」「遺伝する病気である」等々の、間違った知識が広く知られ、住民から疎外されました。

しかし、らい菌は感染力が非常に弱く、日常生活で感染することはありません。仮に感染しても、発病する人は少ない病気です。また、現在の治療薬は改良も進み、障がいも残りません。

*らい予防法とは

らい予防法は、ハンセン病の疑いをかけられた人を強制的に検診し、隔離するための法律です。明治40年（1907年）に施行されました。らい予防法に基づいて、90年間にもわたって、患者の強制隔離や、人権を無視した差別が行われました。

1940年代に治療薬が開発され、ハンセン病の治療が始まりました。ハンセン病は「治る病気」になっていったのです。それにも関わらず、強制隔離は継続されました。

らい予防法が、「誤った知識に基づいた法律であった」として廃止されたのは、平成8年（1996年）です。治る病気になってから50年以上も経った、僅か20年前のことなのです。

※ 現在「らい」という言葉は、偏見や差別を助長するものとして、使いません。

*ハンセン病に関する偏見や差別

隔離しなければならない病気と言われる

明治時代、諸外国から「文明国として患者を放置している。」と避難を浴びた政府は、ハンセン病患者を隔離する政策をとるようになりました。患者を強制的に療養所に隔離したり、患者の家を消毒したりしたため、「国が法律まで作って隔離するのだから、ハンセン病は感染しやすく、こわい病気だ。」という考えが広まりました。

更には、ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が国民みんなで行われ、それまでは隠れて暮らしていた人たちも、見つけ出されて隔離されるようになりました。小さな子どもでも隔離されました。

死ぬまで療養施設で暮らすしかない、子どもをもつことができない

ハンセン病療養所内においては、退出も外出も許可されず、様々な規制の中で生活することになりました。療養所内には監禁室が設置され、断種や中絶手術も行われました。

本名と名乗ることができず、死後も故郷の墓に入れてもらえない

家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

らい予防法が廃止された後も・・・

現在もまだ故郷に帰れず、療養所で暮らしていらっしゃる方々がいます。強制隔離によって人権を奪われてきた人たちの人権回復は、まだ途中なのです。



*ハンセン病に関する人権問題から学ぶべきこと

ハンセン病に関する人権問題が起こった原因の1つは、「この病気に対して、人々が無知であった」ということです。人々は何も知らないまま、ハンセン病に対して過剰な反応を示しました。そして、謝った情報は正されることなく、人権侵害が長い間続きました。

私たちが今回のハートフルデーで伝えたかったことは、「知らない」ということが、いかにおそろしいか」ということです。「過去の問題だから」とか、「国の政策が間違っていたから」とか、自分には関係のない話としてとらえるのではなく、「正しい知識がなければ、偏見や差別で人を傷つけてしまう危険性がある」ということを、学ばなければなりません。

*まとめ

みなさんの身近にも、不確かな情報に惑わされている人はいませんか？
何が正しい情報なのかを、自分自身で十分に確認した上で行動する姿勢。
それこそが、人権問題解決の糸口となっていくと思います。



～ 次回のハートフルデーは3月15日です ～